

大口台小学校いじめ防止基本方針

策定 平成26年3月25日

改訂 平成30年2月1日

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「児童に対して、当該児童が在籍する本校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」（文部科学省定義による）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

「横浜市のいじめ防止等の対策に関する基本理念」

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人ととの関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除する雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

「横浜市のいじめ防止等の対策に関する基本理念」を受けて、本校では、いじめは、全ての児童に関する問題であると考える。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

<委員会の構成員>

組織の構成は、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・（いじめが発生した）学年職員・養護教諭、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、外部の関係機関で構成する。

<委員会の運営>

(1) 月に一回以上開催し、いじめ事案への調査・対処。指導・指導方針を決定する。

(2) 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

<委員会の活動内容>

- 未然防止

- ・いじめのいじめ防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめ相談・通報窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、保有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かを判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行を含む。）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（1）いじめの未然防止

「いじめはどの子供にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合うことができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（2）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。

このため、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、児童に関する情報や対応を共有していく。

あわせて、学校は「いじめの定義」の理解、「砂時計ノート」への記録、「砂時計タイム」での各ブロックの情報共有、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査、相談カードの活用、児童相談日の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

また、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった時点で特定の教員で抱え込みず、いじめ防止対策委員会を中心として速やかに対応を検討し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげ、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談し、連携して対応していく。

(4) いじめの解消

いじめの解消に向けて、いじめの被害にあっている児童の様子を毎月のいじめ防止対策委員会で報告し、対応方針を話し合っていく。

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じてないこと

(5) 教職員等への研修

全ての教職員の共通認識を図るために、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする児童生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(6) 学校づくり懇話会の活用

「学校づくり懇話会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連絡協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7) 取組の全体計画

年間計画の主な活動内容

月	取組内容	
4月	○年間計画と重点指導内容の確認・引継ぎ、いじめの定義・児童理解研修	
5月	○子どもの社会的スキル横浜プログラムによる学校生活アンケート実施	・実態把握
6月	○いじめアンケート①実施	・実態把握 ・具体的な対応策の検討 ・課題と成果の洗い出し
7月	○個人面談	・実態把握

	※学校生活のふりかえりカードを活用する。 ○横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	
夏休み中	○教職員研修	
11月	○いじめアンケート②実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 ・具体的な対応策の検討 ・課題と成果の洗い出し
12月	○いじめ解決一斉キャンペーン（人権週間） ○個人面談 ※学校生活のふりかえりカードを活用する。	・実態把握
1月	○子どもの社会的スキル横浜プログラムによる学校生活アンケート実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 ・来年度への引継準備
2月	○いじめ防止対策の点検・見直し	
年間	○いじめ防止対策委員会（月1回・隨時）	

4 重大事態への対応

（1）重大発生の定義

【重大事案の定義】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

（2）発生の報告

学校は、重大実態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年に一回点検し、必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討する。